ニ　適用区間

①　出発及び到着エリア

a	高速自動車国道中央自動車道西宮線の茨木インターチェンジ、高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ。
b	高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の高松東インターチェンジから善通寺インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道30号の坂出北インターチェンジ及び坂出インターチェンジ。
c	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の門司インターチェンジから八幡インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ及び高速自動車国道関門自動車道の門司港インターチェンジ。
d	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の古賀インターチェンジから筑紫野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

②　周遊エリア

高速自動車国道中国縦貫自動車道の作東インターチェンジから六日市インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の福山東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び岩国インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の久世インターチェンジから米子インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次インターチェンジから松江玉造インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ、広島北インターチェンジ及び大朝インターチェンジから浜田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線の斐川インターチェンジ及び出雲インターチェンジ、一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道９号（安来道路）の米子西インターチェンジから東出雲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道９号（江津道路）の江津インターチェンジから浜田東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道31号（広島呉道路）の仁保インターチェンジから呉インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

ホ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

１．［２］⑵㉙に、次を加える。

企画割引「高速乗ったら、ひゅ～んなんよ！ＥＴＣ愛媛周遊フリーパス」

イ　割引をする自動車

ハｉ及びiiに定める期間のうち連続する最大３日間にニ①ａ、ｂ又はｃに定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまで往復し、ニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

ロ　割引率等

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ニ①出発及び到着エリア毎に次のとおりとする。

車種	料金の合計額		
出発及び到着エリア	ニ①ａ	ニ①ｂ	ニ①ｃ
軽自動車等	6,200円	4,200円	4,200円
普通車	7,800円	5,300円	5,300円

ハ　実施する期間

ｉ　平成24年７月20日から平成24年９月３日まで。

ii　平成24年９月７日から平成24年11月５日までの間における金曜日、土曜日、日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年７月20日法律第178号）第３条に定める休日（以下「祝日」という。）並びに祝日の前日及び翌日。

ニ　適用区間

①　出発及び到着エリア

a	高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、久御山淀インターチェンジは除く。）、高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ。
b	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の山陽インターチェンジから玉島インターチェンジまで及び志和インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ及び広島北インターチェンジ並びに一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
c	高速自動車国道四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジから井川池田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門インターチェンジから善通寺インターチェンジまで及び大豊インターチェンジから須崎東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの間の各インターチェンジについては、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、一般国道11号（高松東道路）の津田東インターチェンジから志度インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日まで適用する。）並びに本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び一般国道30号の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

②　周遊エリア

高速自動車国道四国縦貫自動車道の川内インターチェンジから大洲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線の西予宇和インターチェンジ及び大洲北只インターチェンジ。

ホ　適用インターチェンジの特例

ニ①ａ若しくはｂに定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまでの走行の間又はニ②に定めるインターチェンジからニ①ａ若しくはｂに定めるインターチェンジまでの走行の間において、高速自動車国道山陽自動道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））の今治湯ノ浦インターチェンジを連続して利用する場合について、本割引を適用するものとする。

ヘ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。